

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について（情報提供）

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します。対象世帯の方がこの給付金を受け取るためには、申請手続きが必要です。

詳細は別添「横浜市版 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内」をご覧ください。

2 申請書の配布及びチラシ配架場所（令和4年2月16日配布開始）

令和3年12月10日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員が令和3年1月1日以前から横浜市に住民登録がある住民税非課税世帯には、2月14日から順次、「確認書（申請書）」をお送りします。

世帯の中に令和3年1月2日以降に市外から転入した方がいる住民税非課税世帯の方や、家計急変世帯（令和3年1月以降に世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）の方は、下記(1)の方法で申請書を取得していただき、申請をしてください。

(1) 申請書配布

ア 区役所申請サポート窓口、区社会福祉協議会にて配布

イ 横浜市ウェブページからダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/hikazeikyufu/hikazeikyufu.html>

(2) チラシ配架場所

市役所、区役所、市・区社会福祉協議会、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ

3 お問合せ先

(1) 横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

電話番号：0120-045-320（フリーダイヤル）

FAX 番号：0120-303-464（フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用）

受付時間：午前9時から午後7時まで（土日祝日含む。）

※ 3者通話による外国語対応を行います。

（英語、中国語、ポルトガル語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、タガログ語）

(2) 申請サポート窓口（令和4年2月16日開設）

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を設置します。

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日）

※ 詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

横浜市 住民税非課税 給付金

検索

※ 広報よこはま2・3月号に制度概要等を掲載

※ 横浜市民生委員児童委員協議会3月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただきます。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当

吉田、小野田

電話番号：671-4754、FAX 番号：664-4739

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

支給対象と申請の手続き

横浜市で支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯の世帯主）

① 非課税世帯

令和3年12月10日時点で
横浜市に住民登録があって
世帯全員の令和3年度※
「住民税均等割が非課税」
の世帯

※令和2年1月1日から令和2年12月31日の
間に得た収入が対象

② 家計急変世帯

申請日時時点で横浜市に住民
登録があって新型コロナ
ウイルス感染症の影響で
令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯

【さらに】世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていない
他都市含め、世帯内に、本給付金を支給された方がいない

A

確認書(申請書)が届きます(要返送)

世帯の全ての方が
令和3年1月1日以前から
横浜市にお住まいの場合

郵送で確認書（申請書）が届きます。
必要事項をご記入の上、ご返送ください。

申請書を提出してください

横浜市ウェブサイトからダウンロード、
または区役所等で書類を受け取り、
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「②」へ

または

B

申請書を提出してください

世帯の中に令和3年1月2日以降に
市外から転入してこられた方がいる
場合

横浜市ウェブサイトからダウンロード、
または区役所等で書類を受け取り、
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「①」へ

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**(支給は1回のみ)

申請期限（必着）

令和4年9月30日(金)

横浜市 住民税非課税 給付金

検索



特設ページ

給付金の申請手続き

① 令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

A

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から横浜市にお住まいの場合

- 対象世帯の世帯主の方へ、支給内容や確認事項が書かれた確認書(申請書)が**郵送で届きます**。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返送**してください。



B

世帯の中に、令和3年1月2日以降に横浜市へ転入してこられた方がいる場合

- 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等で**お受け取り**ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。
(令和3年度の住民税課税地が横浜市ではないため、申請をお願いします。)

※令和3年1月1日以前から横浜市にお住まいの方でも、世帯構成に変更があった場合は、確認書(申請書)が届かない可能性がありますので、個別にお問合せください。

② 家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯)

- 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等で**お受け取り**ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準*以下であることを指します。なお、収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。

*《一例》単身又は扶養親族がいない場合：給与収入100万円以下、配偶者又は扶養親族を1名扶養している場合：給与収入156万円以下

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

お問合せ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
(制度についてのお問合せ)

0120-526-145

受付時間：9：00～20：00 ※土日祝含む

横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

0120-045-320

受付時間：9：00～19：00 ※土日祝含む

※受付日時は変更することがあります。

FAX番号：0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間：月～金曜日：9：00～17：00 ※受付日時は変更することがあります。



家計急変世帯に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

申請締切日
9/30（金）
必着

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に収入が減少し、住民税非課税相当となった横浜市在住の世帯（世帯主）に給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※住民税非課税世帯に対する給付金をもらった方は支給対象外です。

支給対象となる世帯

申請日時点で横浜市に住民登録があつて、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

※令和3年1月以降の「任意の1か月の収入」を12倍することで年収に換算して判定します。
※令和4年6月以降（令和4年度住民税の税額決定後）に令和3年1月から12月までの収入をもとに申請する場合は、令和4年度住民税均等割非課税であることが条件です。
※世帯としての収入（所得）の合計ではなく、世帯全員のそれぞれの収入（所得）で判定します。

住民税非課税相当の判定イメージ（例）

令和3年1月以降の任意の1か月の収入 × 12か月	家族構成例	住民税非課税相当限度額 （収入額ベース）
	単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下
	配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円以下
	配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円以下
	配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円以下
	配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円以下
	障害者・寡婦・ひとり親・未成年の場合	204.3万円以下

※収入額から控除額を引いた所得額での判定で、支給対象となる場合もあります。
詳細は、横浜市ウェブページ等でご確認ください。

申請手続き・問合せ先等

申請手続き : 申請書類は、横浜市ウェブページからダウンロード、または、お近くの区役所等でお受け取りいただき、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に郵送してください。

市ウェブサイト : [横浜市 住民税非課税 給付金](#) [検索](#)

コールセンター : 0120-045-320（9:00～19:00、土日祝含む）
相談窓口 : 各区に申請サポート窓口を設置（平日 9:00～17:00）
※コールセンター、相談窓口、ともに、受付日時は変更することがあります。



特設ページ